

IV. その他参考様式について

1 様式

【参考様式 1】 土壤検査結果証明書（参考）	P119
【参考様式 2】 水質検査結果証明書（参考）	P120

土壌検査結果証明書 (参考)

年 月 日

様

発行番号
登録事業番号
分析機関名
代表者 印
所在地
電話番号
計量証明事業者の登録番号
環境測量士 印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成 3 年環境庁告示第 46 号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。(検体区分・番号)

計量の対象	単位	測定値	定量 下限値	基準 値	測定方法
カドミウム	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1 の方法を除く)
有機磷	mg/l			不検出	昭和 49. 環告第 64 号付表 1 又は日本工業規格 K0102 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05	日本工業規格 K0102 65.2
砒素	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/l			0.0005	昭和 46. 環告第 59 号付表 1
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和 46. 環告第 59 号付表 2、昭和 49. 環告第 64 号付表 3
P C B	mg/l			不検出	昭和 46. 環告第 59 号付表 3
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5.1,5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5.1,5.2 又は 5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本工業規格 K0125 5.1,5.2 又は 5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1 又は 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5.1,5.2 又は 5.3.1
チウラム	mg/l			0.006	昭和 46. 環告第 59 号付表 4
シマジン	mg/l			0.003	昭和 46. 環告第 59 号付表 5 第 1 又は第 2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和 46. 環告第 59 号付表 5 第 1 又は第 2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5.1,5.2 又は 5.3.2
セレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 67.2、67.3 又は 67.4
ふっ素	mg/l			0.8	日本工業規格 K0102 34.1 又は 34.1c 及び昭和 46. 環告第 59 号付表 6
ほう素	mg/l			1	日本工業規格 K0102 47.1、47.3 又は 47.4
検体の性状(任意記入)	PH 形状 色 匂い				
備 考	発生場所： 発生事業者： 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：				

参考様式 2 (規則第 22 条関係)

水質検査結果証明書 (参考)

年 月 日

様

発行番号
 登録事業番号
 分析機関名
 代表者
 所在地
 電話番号
 計量証明事業者の登録番号
 環境測量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について、平成 3 年環境庁告示第 46 号付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、計量した結果を下記のとおり証明します。(検体区分)

計量の対象	単位	測定値	定量 下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1 の方法を除く)
有機燐	mg/l			不検出	昭和 49. 環告第 64 号付表 1 又は日本工業規格 K0102 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l			0.05	日本工業規格 K0102 65.2
砒素	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 61.2、61.3 又は 67.4
総水銀	mg/l			0.0005	昭和 46. 環告第 59 号付表 1
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和 46. 環告第 59 号付表 2、昭和 49. 環告第 64 号付表 3
P C B	mg/l			不検出	昭和 46. 環告第 59 号付表 3
ジクロロメタン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04	日本工業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.03	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1
チウラム	mg/l			0.006	昭和 46. 環告第 59 号付表 4
シマジン	mg/l			0.003	昭和 46. 環告第 59 号付表 5 第 1 又は第 2
チオベンカルブ	mg/l			0.02	昭和 46. 環告第 59 号付表 5 第 1 又は第 2
ベンゼン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2
セレン	mg/l			0.01	日本工業規格 K0102 67.2、67.3 又は 67.4
ふっ素	mg/l			0.8	日本工業規格 K0102 34.1 又は 34.1c 及び昭和 46. 環告第 59 号付表 6
ほう素	mg/l			1	日本工業規格 K0102 47.1、47.3 又は 47.4
備考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：				